

(参考様式2)

# 事前点検シート

計画主体名	大分県杵築市 大分県		
計画期間 実施期間	H21～24 H21～23	総事業費(交付金)	70,000千円(35,000千円)

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	遊休農地解消策及び農業従事者の定住促進に繋がる観点から鑑みて、同法及び基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	杵築市過疎地域自立促進計画(平成17年10月策定)、第1次杵築市総合計画(平成19年2月策定)、山香町農業振興地域整備計画(平成10年5月策定)、おおいた農山漁村活性化戦略2005における施策との調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	当該区域住民に対して事業経過及び事業内容等説明会を実施している。
事業の推進体制は確立されているか	○	大分県農林水産部農山漁村担い手支援課及び園芸振興室、大分県東部振興局生産流通部、杵築市産業建設部農林水産課の各代表及び担当者により検討会及び事業推進会議を開催している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	当該区域における遊休農地解消策として、市内農業法人による荒廃園地の大規模茶団地育成による再利用化を進める意味において、事業活用活性化目標の設定における各項目と適合する。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は4年間とし、実施期間は3年間を設定している。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付要望額については、交付限度額(算定交付率1/2)の範囲内である。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠																																				
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	事業実施年度は平成21年度のため、他の助成から切り替えての交付対象ではない。																																				
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	増改築等による施設整備とは異なり園地造成を目的としており、本項目には該当しない																																				
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	園地造成事業は、本項目には該当しない。鳥獣被害防護柵は金属製(耐用年数10年)である。																																				
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○																																					
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	<p>農山漁村活性化プロジェクト交付金費用対効果算定要領に基づき算出する。 鳥獣被害防止に係る効果(被害防止効果)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作物名</th> <th colspan="3">(1)被害防止効果</th> <th colspan="3">(2)生育阻害等防止効果</th> <th colspan="3">年効果額</th> </tr> <tr> <th>①受益面積(ha)</th> <th>②被害面積率(%)</th> <th>③年平均単収(t/ha)</th> <th>④被害見込率(%)</th> <th>⑤現在単価(千円/t)</th> <th>①×②×③×④×⑤(千円)</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶</td> <td>15.0</td> <td>15.0</td> <td>17</td> <td>30</td> <td>29</td> <td></td> <td colspan="2">333</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <math display="block">\frac{333 \text{ 千円 (年総効果額)}}{0.1233 \text{ (還元率}(n=10\text{年}))} = 2,701 \text{ 千円 (妥当投資額)}</math> </td> <td> <math display="block">\frac{2,701 \text{ 千円 (妥当投資額)}}{2,000 \text{ 千円 (総事業費)}} = 1.35 \text{ (投資効率)}</math> </td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	作物名	(1)被害防止効果			(2)生育阻害等防止効果			年効果額			①受益面積(ha)	②被害面積率(%)	③年平均単収(t/ha)	④被害見込率(%)	⑤現在単価(千円/t)	①×②×③×④×⑤(千円)			茶	15.0	15.0	17	30	29		333		$\frac{333 \text{ 千円 (年総効果額)}}{0.1233 \text{ (還元率}(n=10\text{年}))} = 2,701 \text{ 千円 (妥当投資額)}$						$\frac{2,701 \text{ 千円 (妥当投資額)}}{2,000 \text{ 千円 (総事業費)}} = 1.35 \text{ (投資効率)}$		
作物名	(1)被害防止効果			(2)生育阻害等防止効果			年効果額																															
	①受益面積(ha)	②被害面積率(%)	③年平均単収(t/ha)	④被害見込率(%)	⑤現在単価(千円/t)	①×②×③×④×⑤(千円)																																
茶	15.0	15.0	17	30	29		333																															
$\frac{333 \text{ 千円 (年総効果額)}}{0.1233 \text{ (還元率}(n=10\text{年}))} = 2,701 \text{ 千円 (妥当投資額)}$						$\frac{2,701 \text{ 千円 (妥当投資額)}}{2,000 \text{ 千円 (総事業費)}} = 1.35 \text{ (投資効率)}$																																
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	園地造成事業(小規模農林地等保全整備)の投資効率は、1.0 鳥獣被害防止事業の投資効率は、1.35である																																				
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業実施主体は農業者5名で構成する農業生産法人である。																																				
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は農業者5名で構成する農業生産法人であるため、個人に対する交付ではない。 事業内容についても明確なため目的外使用の恐れはない。																																				
施設等の利活用の見直し等は適正か	—																																					
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	施設整備とは異なり園地造成事業のため、本項目には該当しない。																																				
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	施設整備とは異なり園地造成事業のため、本項目には該当しない。																																				
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	施設整備とは異なり園地造成事業のため、本項目には該当しない。																																				
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	施設整備とは異なり園地造成事業のため、本項目には該当しない。																																				
事業費積算等は適正か	○																																					
過大な積算としていないか	○	園地造成及び防護柵設置は、過去の事業単価により積算している。																																				
建設・整備コストの低減に努めているか	○	現在の地形を有効活用し再整備をおこなうため、コストの低減に繋がると判断する。																																				
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	園地造成事業のため、本項目には該当しない。																																				
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	施設整備とは異なり園地造成事業のため、本項目には該当しない。																																				
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所については、造成面積等大規模育成団地の要件を満たす箇所として適正と判断する。																																				
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	園地予定地の地権者の合意は取れており、20年度中に事業実施主体が取得予定である。																																				
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	補助残における受益者負担分については、資金調達計画を策定し対応する。																																				
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○																																					
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	収支計画については策定済みであり、必要な資金については県・市・金融機関等で随時協議をおこなう。																																				
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	収支計画については策定済みであり、必要な資金については県・市・金融機関等で随時協議をおこなう。																																				
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	単独事業のため、本項目には該当しない。																																				